



### <申込に当たっての注意点>

注1 申込書の各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ点をつけてください。

注2 次の書類を提出し、または提示してください。郵便または信書便（以下「郵便等」という。）の場合は写しを提出してください。

（委任状は必ず原本を提出してください。）

- (1) あなたが本人であることを証明する書類、代理人であるときは代理人の本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

### 草津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 この制度は、草津市に事前登録した者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本または戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（戸籍届出書に係る証明書を除く。）（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等（注）の代理人および本人等以外の者（国または地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

（注）本人等 （住民票関係）本人または本人と同一世帯の者

（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属または直系卑属

2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。

3 通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別および部数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

4 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、草津市個人情報保護条例に基づき、本人から開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても草津市個人情報保護条例の範囲内での情報が開示されます。

5 事前登録の申込みの受付は、草津市役所市民課で行います（ただし、閉庁日には取り扱っておりません。）。

6 登録者名簿への登録は、申込受付日の翌日（その日が市の休日にあたる場合はその翌開庁日）に完了となり、登録完了日以降に交付した住民票の写し等が通知の対象となります。

7 事前登録を希望する者（以下「事前登録希望者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。

8 郵便等による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

(1) 事前登録希望者が疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができない場合

(2) 事前登録希望者が他の市区町村に居住している場合

9 転出、転居、転籍等により事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

10 事前登録者が前記9の登録内容変更届出をしていないことにより通知書が返戻されたとき、国外に転出したときおよび死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。